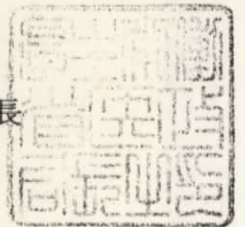




医政発0831第2号
平成24年8月31日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものの一部改正について（施行通知）

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示」（平成24年厚生労働省告示第202号。以下「告示第202号」という。）が平成24年3月30日付けで公布、同年4月1日付けで施行され、「医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるものの一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第493号。以下「告示第493号」という。）が本日付けで公布及び施行されたところです。

これを受けて、「医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの」（平成19年厚生労働省告示第53号）の一部が改正されていますので、十分御了知の上、御対応いただきますようお願いいたします。なお、告示第202号第17及び告示第493号の規定にかかわらず、平成25年3月31日までは、運用上、従前の取扱いとすることは差



